

「さいたま市地域防災計画（改定案）」に対する意見募集の結果

意見番号	ご意見の概要	編	章	節	改定案のページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	例：さいたま市地域防災計画（共通編） 「また、さいたま新都心は、首都圏の行政拠点であるとともに国の広域的な防災拠点に位置づけられているほか、さいたま新都心付近を国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（注）の進出拠点に位置付けることとされた。」 「された」という受動詞が、主語を不明確にしており、日本語として不適切等、主語が不明確な文章が散見され、不完全である。 誰でもわかりやすい文章を書くように求む。	共通編	2	1	4	1	いただきましたご意見を踏まえ、文章構成を確認いたしました。 御指摘の一文は、「また、さいたま新都心は、～進出拠点に位置付けることとされた。」という主語と述語の構成であり、文章内にはいずれも国の部隊等の拠点に位置付けられた旨の記載もあることから、国が位置付けたと読み取ることが出来る文章であると考えております。 御指摘の文章以外につきましても、読み手にとってわかりやすい文章となるよう、努めてまいります。	改定案のとおりといたします。
2	1. 桜木駐車場用地について 応急仮設住宅用地について、「基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努める」と記載があるにもかかわらず、候補地から市営桜木駐車場が削除されておりますが、なぜ市営桜木駐車場を自ら手放すのでしょうか。 桜木駐車場以上の面積の用地確保の目的が立っているとの理解でよろしいでしょうか。 桜木駐車場用地の民間活用に伴う応急仮設住宅用地の代替地確保については、大宮駅西口第五地区まちづくり協議会等においても、かねてより課題として指摘されてきました。 令和3年10月29日に公表された桜木駐車場用地活用方針（案）に対するパブリックコメントにおいては、「応急仮設住宅用地として桜木駐車場用地以上の面積の用地を確保してから検討を進めるべき」との意見に対し、市からは「桜木駐車場用地活用の前に、応急仮設住宅の候補地を別途検討し、地域防災計画を変更していく予定」との考えが示されましたが、今回の地域防災計画案では市営桜木駐車場が削除されているだけで、具体的な代替候補地が示されていません。 代替候補地の検討状況をお示しいただき、具体的な候補地を明記すべきではないでしょうか。 万一用地確保の目的が立っていないのであれば、目的が立つまで桜木駐車場用地の賃貸借開始時期を延期する等市民の安心、安全が損なわれないよう対策を講じるべきでないでしょうか。 このままでは「市民を守ることより民間企業への利益誘導を優先した。」、災害発生時には、「市が桜木駐車場用地を手放したせいで被害が拡大した、復旧が遅れた。」といった批判を受けることにもなりかねないかと存じますので、慎重なご対応をお願いいたします。	共通編	2	9	114 115	1	1. 桜木駐車場用地について ご意見をいただきました「表2-2-18 応急仮設住宅用地の主な候補地」につきましては、「主な候補地」を掲載しているものでございます。 実災害時には財政・被害調査部及び復旧計画部が本節第1の「1 応急仮設住宅建設予定地の選定基準」に基づき、本表以外の用地からも選定するものとしております。 1ヶ所削除したことで、代替の1ヶ所を記載するという趣旨のものではなく、主な候補地をはじめ、発災時に活用可能な公有財産等からも、被災状況に応じて柔軟に選定できるものとしております。	改定案のとおりといたします。
3	2. 旧大宮警察署跡地について 応急仮設住宅用地について、「基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努める」と記載がありますが、なぜ現在も更地のままとなっている旧大宮警察署跡地を確保しないのでしょうか。 令和元年には埼玉県から利活用について照会があったようですが、桜木駐車場用地を手放す方針が固まった後も具体的な動きが見えません。 旧大宮警察署跡地は約7,000㎡のため桜木駐車場用地の代替地としては全く足りませんが、代替地の一部として至急確保すべきではないでしょうか。	共通編	2	9	114 115	1	2. 旧大宮警察署跡地について 旧大宮警察署跡地につきましては、2024年度に、子ども・子育て世帯の目線に立った公園整備の基本計画の検討を始める予定であり、計画内容をもって現土地所有者である埼玉県との協議を進めていく予定です。 本跡地が応急仮設住宅用地の候補となるかにつきましては、現時点では未定であり、今後検討していくものといたします。	改定案のとおりといたします。
4	3. 応急仮設住宅用地確保に関する検討状況公表、KPI設定について 応急仮設住宅用地について、「基準以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努める」と記載がありますが、万一桜木駐車場用地以上の代替地を確保できていないのであれば、記載とは完全に逆行した行動を取ることとなります。 既に用地確保の目的が立っているのであれば大変失礼ですが、用地確保について疑念を抱かざるを得ない状況です。 このような疑念を晴らしていただくためにも、用地確保の検討状況を公表いただくとともに、今後の用地確保に向けたKPIを設定し、達成状況を公表すべきではないでしょうか。	共通編	2	9	114 115	1	3. 応急仮設住宅用地確保に関する検討状況公表、KPI設定について 先述の「1. 桜木駐車場用地について」でもお答えいたしました、”主な候補地”を掲載しているものでございます。1ヶ所削除したことで、代替の1ヶ所を記載するという趣旨のものではなく、主な候補地をはじめ、発災時に活用可能な公有財産等からも、被災状況に応じて柔軟に選定できるものとしております。 実災害時の被災状況に応じて、必要となる面積や場所を選定する事としているため、現時点では具体的な指標を定め進捗管理を実施する予定はございません。	改定案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見提出者数	2名
意見項目数	4件
修正項目数	0件